

①対象月に受診がなく、継続した医療扶助が必要ない場合

　→翌月分より医療券の発行が**終了**

②対象月に受診はなかったが、次回来院予定がある場合

　→医療券の発行が**停止**され、受診予定月より医療券の発行が**再開**